

保護者の皆さまへ

2020年4月21日

第一光の子保育園

園長 武田 健

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所の利用自粛のお願い」

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」により、大河原町においても感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合は4月20日から5月6日までの期間の登園及び延長保育や土曜保育の利用を控えていただくよう、大河原町からお知らせがありました。

そこで、**期間中の利用人数の把握のため、下記の「保育意思確認書」を至急ご提出下さい。**
保護者の皆様には、感染拡大防止及び、子どもたちの安全を守るため、「保育所の利用自粛」について何卒ご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。

記

- 1.ご家庭での保育をお願いする期間：緊急事態宣言発令期間中 2020年5月6日（水）まで
- 2.保育料について：この期間中に、ご家庭での保育にご協力いただき、1日以上登園を控えていただいた分の保育料を減額します。なお、一度全額お支払いいただき、後日還付させていただきます。その手続きについては後日ご案内いたします。
- 3.4月分の給食費の返還はありません。5月分については今後の状況によって対応させていただきます。
- 4.その他：在園児や職員が罹患した場合などは、臨時休園とすることもあります。また、今後の状況に応じて、取り扱いの内容や期間を延長する場合があります。感染症対策のため、通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いいたします。

-----（キリトリ）-----

緊急事態宣言発令中の保育意思確認書

クラス：_____ 園児名：_____
保護者名：_____

◎ 緊急事態宣言発令中の登園予定

- ☐ 4月22日から5月6日まで、全日の登園を控えます。
- ☐ 登園を予定しています。登園予定日をご記入ください（_____）
- ☐ 延長保育を利用します。利用予定日をご記入ください（_____）

※登園予定日、延長保育利用日等は個別にご相談ください。